

『発行日決済取引の契約締結前交付書面』新旧対照表

【下線部分が変更した箇所です。】

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>この書面には、発行日決済取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。</p> <p>○ (省 略)</p> <p>○発行日決済取引は、未発行の新株券等を売買するという点に特徴があり、新株券等が実際に発行されるまで取引され、決済は売買の約定日にかかわらず発行日決済取引の取引期間の最終日から起算して<u>3日目</u>の日に一括して行われます。</p>	<p>この書面には、発行日決済取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。</p> <p>○ (省 略)</p> <p>○発行日決済取引は、未発行の新株券等を売買するという点に特徴があり、新株券等が実際に発行されるまで取引され、決済は売買の約定日にかかわらず発行日決済取引の取引期間の最終日から起算して<u>4日目</u>の日に一括して行われます。</p>
<p>発行日決済取引の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (現行どおり) ・ 発行日決済取引の期間は、株主割当増資により発行される新株券等については、原則として、権利落ち日から新株券発行日の翌日まで売買取引が行われます。また、公募増資により発行される新株券等については、原則として、公募増資の申込期間が終了した日から起算して<u>3日目</u>の日以降で金融商品取引所が定めた日から新株券交付日の前日まで売買取引が行われます。 ・ (現行どおり) ・ 発行日決済取引の決済は、売買成立日にかかわらず、売買取引期間の最終日から起算して<u>3日目</u>の日に一括して行われます。 なお、発行日決済取引は、新株券等による決済に限られており、旧株券等での決済は認められておりません。したがって、発行日決済取引で売付けした場合で新株券等がない場合には、当該売買取引最終日までに買戻ししなければなりません。 また、同一銘柄について売付け株数と買付け株数が同数となっている部分は、売付け代金と買付け代金との差額(損益金)の授受による決済を行うことができます。 	<p>発行日決済取引の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (省 略) ・ 発行日決済取引の期間は、株主割当増資により発行される新株券等については、原則として、権利落ち日から新株券発行日の翌日まで売買取引が行われます。また、公募増資により発行される新株券等については、原則として、公募増資の申込期間が終了した日から起算して<u>4日目</u>の日以降で金融商品取引所が定めた日から新株券交付日の前日まで売買取引が行われます。 ・ (省 略) ・ 発行日決済取引の決済は、売買成立日にかかわらず、売買取引期間の最終日から起算して<u>4日目</u>の日に一括して行われます。 なお、発行日決済取引は、新株券等による決済に限られており、旧株券等での決済は認められておりません。したがって、発行日決済取引で売付けした場合で新株券等がない場合には、当該売買取引最終日までに買戻ししなければなりません。 また、同一銘柄について売付け株数と買付け株数が同数となっている部分は、売付け代金と買付け代金との差額(損益金)の授受による決済を行うことができます。

以 上